

研究開発システム WG の検討事項に関連して

平成22年2月3日

文部科学副大臣 鈴木寛

1. 検討すべき主要事項

総合科学技術会議においては、官民、省庁の垣根を越えた研究開発システムの改革についての議論を期待。

- ・ 政府全体の科学技術イノベーション政策についての推進体制
- ・ 高度人材の育成・流動性確保
- ・ 複数年度予算など財政システムの改革 等

さらに、研究開発システムの改革を含め、第4期基本計画の策定に向けた検討においては、グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーションにとどまらず、中長期的視点をもって、我が国の科学技術政策について幅広い観点から検討を行い、新成長戦略における「成長を支えるプラットフォーム」に相応しい、体系的かつ戦略的な推進方策を示していくべき。

2. 検討の方向性等

(1) 「科学技術戦略本部(仮称)」については、総理のリーダーシップの下、科学技術を戦略的に活用していくための位置付けとすべき。本部の主要な任務は、

- ① 基本戦略の策定(研究のポートフォリオ(分野、研究ステージ、時間軸等)に基づく戦略)
- ② 予算の総額確保(枠取り)(成長戦略の数値目標である官民の研究開発投資GDP比4%(政府投資1%)の扱い等)
- ③ 予算配分(各省庁の総合調整、会計制度の問題等横断的事項等)

(2) 「コンクリートから人へ」の政策転換の観点からも人材政策が重要。具体的には、「科学技術政策に関する人材」と「研究人材」に分けて考えることが必要。

- ① 科学技術政策に関しては、総理が科学政策を任せられる存在が必要。科学がわかる人と、科学政策がわかる人は異なる。日本は人材の層が薄い。科学技術政策に関するコミュニティやキャリアパスが必要。

- ② 研究者に関しては、頭脳循環(ブレインサーキュレーション)の観点が重要。企業における博士の採用や国外との循環も幅広く含む議論が必要。内外のトップレベルの研究者を惹きつける研究環境の整備が必要。
- ③ 「研究者奨励金制度」も重要。従来のようにプロジェクトでなく、研究者個人に予算を付けるイメージ。

(3) 研究評価については、国際的な標準(グローバルベンチマーク)を導入することが重要。これに合わせ、人事や会計の制度も見直すことが必要。

(4) 研究開発法人(研究開発を実施する独立行政法人)に関しては、自分と古川内閣府副大臣を主査とし、関係府省副大臣等が参加する「研究開発を担う法人の機能強化検討チーム」を昨年12月に設置。法人格、優れた人材の確保、府省横断の仕組み、研究開発の特殊性を踏まえた評価制度、会計制度など、最も適切な研究開発法人のあり方に関する検討を行い、3月中を目途に骨子を取りまとめる予定。

(5) また文部科学省科学技術・学術審議会基本計画特別委員会の報告書(21年12月)では、研究開発システムの改革として、以下の項目を指摘しており、これらの議論の結果も十分に考慮に入れるべき。

- ① 競争的資金の拡充及び制度改革
制度間の多様性・連続性の確保、審査・評価体制の強化、研究者に使いやすい制度改革
- ② 研究開発評価システムの改善・充実
研究開発の特性を踏まえたシステムの構築、実施体制の充実・強化
- ③ 産学官の持続的・発展的な連携システムの強化
連携の深化に向けた「場」の形成、成果の事業化支援の強化、国際化をはじめ連携活動を支える体制の整備
- ④ 地域イノベーションシステムの強化
地域貢献機能の強化、地域の特色を活かしたシステムの構築
- ⑤ 国際競争力強化のための知的財産戦略の推進
制度・運用の見直し、人材の育成・確保
- ⑥ 研究成果の社会実装の促進
公共部門におけるイノベーションの促進、阻害要因となる隘路の解消

民主党政策集 INDEX 2009 該当箇所抜粋

**イノベーションを促す基礎研究成果の
実用化環境の整備**

2008年の169回通常国会で超党派で成立させた研究開発力強化法の趣旨を踏まえ、今後とも科学技術を一層発展させ、その成果をイノベーション(技術革新)につなげていきます。

産学官が協力し、新しい科学技術を社会・産業で活用できるよう、規制の見直しや社会インフラ整備などを推進する「科学技術戦略本部(仮称)」を、現在の総合科学技術会議を改組して内閣総理大臣のもとに設置します。同戦略本部では、科学技術政策の基本戦略並びに予算方針を策定し、省庁横断的な研究プロジェクトや基礎研究と実用化の一体的な推進を図り、プロジェクトの評価を国会に報告します。

また、素粒子物理学や再生医療等の巨額な予算を要する基礎科学研究分野において今後もトップランナーの地位を維持していくためにも、世界的な研究拠点となることを目指して、欧米やアジア諸国との連携強化に積極的に取り組んでいきます。

科学技術人材の育成強化

スーパーサイエンスハイスクール(科学技術・理数教育を重点的に行う学校)を拡充するとともに、科学の面白さを子どもたちに実感させるため、産業界の協力を得て、サイエンスキャンプ(研究所などでの実験体験など)や研究者の小中学校への派遣などを行います。

研究者奨励金制度を創設するとともに、国内の優れた研究プロジェクトへの支援を強化します。また、研究者ビザの拡充など優れた外国人研究者がわが国に集まる環境をつくります。

研究開発を担う法人の機能強化検討チームの設置について

(研究開発力強化法附則第6条を踏まえた検討^{*1})

平成22年1月

1. 主 旨

研究開発法人^{*2}は、国の科学技術政策・研究開発活動において、極めて重要な役割を有している。我が国が科学技術の力で世界をリードしていくためには、研究開発法人の機能の強化が喫緊の課題^{*3}。

鳩山総理が提唱した温室効果ガス25%削減目標の達成には革新的技術が不可欠であるなど、高度化・複雑化する地球規模課題に対応するための科学技術の活用が求められており、研究開発法人の強化が必要。

こうした認識の下、最も適切な研究開発法人制度等について検討するため、「研究開発を担う法人の機能強化検討チーム」を設置する。

2. 検討事項

- (1) 「国立研究開発法人」制度の構築を視野に入れた最も適切な研究開発法人制度
- (2) 「国立研究開発法人」制度における人材養成及び優秀な研究人材確保のための研究員システムの構築
- (3) 「国立研究開発法人」を各省で共同利用するなどの各省連携、国際機能の強化
- (4) 「国立研究開発法人」制度における研究開発の特殊性を考慮した制約の排除や制度の改善
- (5) 国立大学附属施設の運営のあり方
- (6) 独立行政法人通則法の準用のあり方

^{*1} 研究開発力強化法は、諸外国における研究開発システム改革に関わる法整備の動きを踏まえ、我が国の研究開発力の強化及び効率性の向上を図るため平成20年に議員立法で成立した法律。その附則第6条で施行後3年以内(平成23年10月まで)に見直しを行うこととされている。

^{*2} 研究開発等を行う独立行政法人。研究開発力強化法で定義。

^{*3} 民主党マニフェストで、研究力を世界トップレベルまで引き上げるための公的研究開発法人制度の改善が謳われている。

3. メンバー案

古川	元久	内閣府副大臣(主査)
鈴木	寛	文部科学副大臣(主査)
大島	敦	内閣府副大臣
津村	啓介	内閣府大臣政務官
階	猛	総務大臣政務官
後藤	斎	文部科学大臣政務官
近藤	洋介	経済産業大臣政務官

※検討チームは、必要に応じ、メンバーを追加することができる。

4. 庶務

本検討チームの庶務は、内閣府の協力を得て、文部科学省において処理する。